文化庁の支援事業「ARTS for the future! 2」は、現在、補助金制度の利用が 認められた団体が使った経費の事後精算の審査の段階に入っていますが、「審 査基準が不透明・不合理だ」という声が複数、私たちに寄せられています。

そこで私たちは、文化庁の事後精算の評価基準が適正か、丁寧な対応がなされ ているかを把握するために、AFF2利用者を対象にアンケート調査を緊急に実 施しました。

【調査実施方法】

実施期間:2023年2月20日~3月8日

有効回答数:73件

調査媒体:Googleフォーム

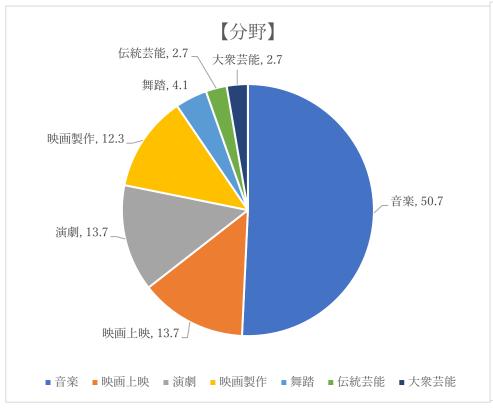


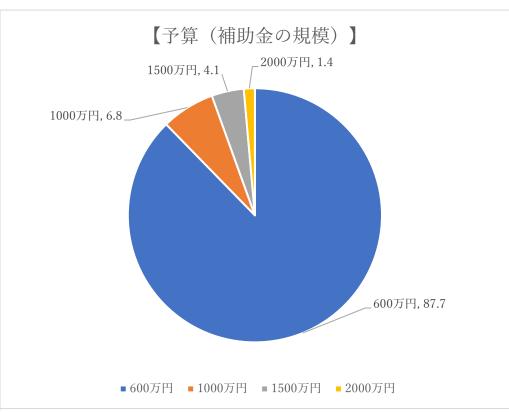
【分野】

音楽	50.7%	(37/73件)
映画上映	13.7%	(10/73件)
演劇	13.7%	(10/73件)
映画製作	12.3%	(09/73件)
舞踏	04.1%	(03/73件)
伝統芸能	02.7%	(02/73件)
大衆芸能	02.7%	(02/73件)
生活文化	00.0%	(00/73件)
国民娯楽	00.0%	(00/73件)
美術	00.0%	(00/73件)
マンガ	00.0%	(00/73件)

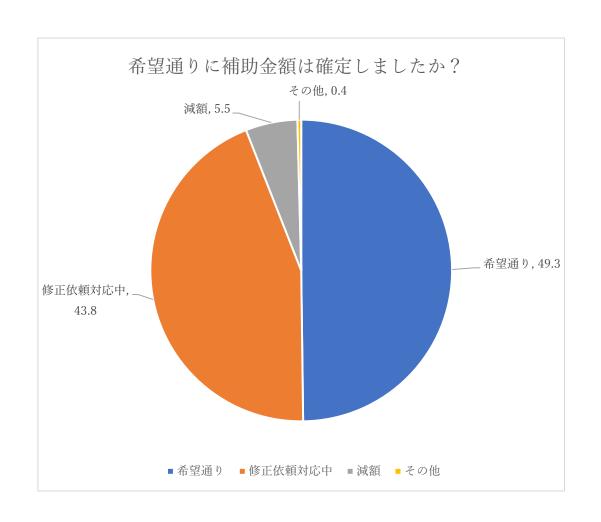
【予算】

600万円	87.7%	(64/73件)
1000万円	06.8%	(05/73件)
1500万円	04.1%	(03/73件)
2000万円	01.4%	(01/73件)
2500万円	00.0%	(00/73件)





- ■希望通り 49.3% (36/73件)
- ■修正依頼に対応して審査結果待ち 37.0%(27/73件)
- ■修正依頼対応中 06.8% (05 / 73件)
- ■減額 05.5%(04/73件)
- ■まだ確認中 01.4% (01 /73件)
- ■不交付 01.4% (01 /73件)
- ■取り下げ 01.4% (01 /73件)



01:実績報告(の修正依頼)でなく、申請時の修正依頼で納得がいきません。 映画の上映は対象だが、映像の上映は対象外との指摘でした。映画と映像の 定義がされず、自社で定義の上、やりとりが続きました。

02: 不特定多数の入場が証明できるリスト提出は名前の記載以外にも電話番 号などが有り、個人情報で必ず処分するべきモノを提出のために取っておく と言うことは出来ないのに必要とされている。

03:ギャラの金額の妥当性を確認するので内訳を出して→最初から言ってく れれば一ヶ月口スしなくて済んだのに…。それに、「これは高すぎます ね!」などと事務局が判断するということ?(いつもこれくらいなのか「先方 の」通帳等を見せろ、と言われた団体もあると聞き、そんなことできるわけ ないだろ、と差し戻しに震えています)照明など、パーライトが○台、みた いな内訳を網羅した請求書など貰ったことがなかったので、明らかにAFF対 策の書類、みたいになるのもどうなんだ、と戸惑いはしました。水増し請求 を防止するためなのでしょうが…。

04: 社内人件費の基礎となる所得について、代表は年収のうち賞与が認めら れませんでした。弊社は月々の支払の負担を軽くするため、毎月の役員報酬 は最低額に設定して、賞与で年間の所得を調整しているのですが、社内人件 費の基礎として賞与を認めてもらえないと、基礎となる額が大変低額になっ てしまいます。そうなると「年収が基礎になる」という計算式と差異が出て きます。賞与も年収のうちに認めてもらいたいと思います。

05:

- ①領収書を提出したにも関わらず、銀行通帳のお金の流れを示せと言われた。 現金払いなので、そんな証明は出来ない。それを求めるのであれば、最初か ら「出演料は振込以外は認めない」とするべきだと思った。
- ②申請者本人への支払額が多過ぎるから、実際に払った証拠を出せと言われ たが、上記の理由でこちらも難しい。また、出演料や、チラシデザイン費な ど、全て適正価格で行った役務に対する経費であり、これを認めないのであ れば申請者への負担がかかり過ぎて、申請するデメリットが大きい。
- 06:金銭面が主体である事が確認できる資料を追加で請求されたが、外部に 公開しているフライヤーはすでに一回目の申請で提出しているのと、振込明 細も提出しているので、何が不明点だったのか、全くもってわからなかった。

07:「A様のお支払いにつきまして、総額が収支計画書の時より高額になっ ています。費用の妥当性を確認させていただきますので、A様の報酬について、 他団体からの領収書などの報酬実績と実際にその報酬を受け取ったことがわ かる明細書などをそれぞれご提出いただきますようお願いいたします」とい う差し戻し内容が届いた。事務局が、この個人情報を請求する権利を持って よいのだろうか。

「B様へのお支払いが、申請時より高額になっています。報酬金額の妥当性を 確認させていただきたく、B様の報酬について、他団体からの領収書などの報 酬実績と実際にその報酬を受け取ったことがわかる明細書などをそれぞれご 提出いただきますようお願いいたします」という差し戻し内容が届いた。下 請け事業者の過去の個人情報の提出を、事業者に要求するのは、やり過ぎで はなかろうか。法的に許されているのだろうか。

08: 通常事務所と会場等の間に制作会社が入っており、領収書が制作会社か イベンターのため、補助対象にならない。よって、事務所から支払ったメン バーへの出演料のみの補助となってしまうようです。なんのための補助金で すか?コンサート等のお金の流れを全く理解されていない!!

09:「事業者自身が会場を保有・運営している場合の会場費を計上の場合は、 賃貸借契約をしている物件のうち、補助事業に使用した部分の面積を切り分 けて計上が必要です」前回はこのような指摘はなかった。今年度申請時に指 摘してほしかった。

10: 差し戻し修正があるのは理解するが、当初の申請時からの同じ内容(例 収支報告書の備考欄)を実績報告の際に修正とされるのは、問題あると思いま す。また、一回の差し戻しで済むのを、毎回違う差し戻しがあるとそれで 一ヶ月近く時間がかかる。審査する人が違うからなのか、無駄としか思えず 納得いかない。

11:団体へ奏者派遣依頼し、請求団体からの請求書と領収書を添付している が、請求団体から派遣の個人への支払い書類を提出しろとの要求。

12: 振込口座について。

すでに概算払いが振り込まれているにも関わらず、実績報告の収支報告書で すべての経費の審査が終了してから、団体口座である証拠を出すように言わ れた。AFF1で使用した屋号付き個人口座であったため、新しく団体口座を作 り直し提出したため、額の確定までかなりの時間がかかった。同じように屋 号付き個人口座を指定している他団体は、口座についての指摘がなく、実績 報告を通っているところがいくつかあり、審査に一貫性がないなと思った。

13:発注先からの二次下請先への領収書などが必要と言われている。一度そ れに対応する形で発注先から報告書や領収書を出してもらったが金額が合わ ないと言われ、再度の提出を求められている。利益分についてどのように記 載するのかを発注先から聞かれたのでそれを連絡フォームから質問している が無視されて、とにかく書類を提出せよと返信がきている。修正依頼は3回 目。

14: FAQを根拠に領収書を要求されたが、当該FAQが示す「募集要項」 該当ページにはそのような要求の記載はない。なお「募集要項」を読んで疑 問をもたなければFAQで検索しないので、FAQの記述に気が付きようが ない。

15:要項に書いていないAFFの実績報告、概算払いの請求書だけでなく銀行 明細と領収証を提出するように求められた。最初から記載していただいてい たら、再提出もなく、更にひと月、待つ必要は無かった。その分、補助金の 支払いが遅れて資金繰りが大変になりました。

16:立替金が多いが原資はどうなってるのか、銀行口座や帳簿を出して説明 せよとの不備。手元に金があるから払ってるとしか言いようがないが、一応 講座や帳簿と結びつける文書作成中。また限定配信で終了後は削除すると同 時にURLも消えてしまうが、それを調べろと調べようのない要求をされ、で きなければ認めないと言われている。消したものはもうないのでやりようが ない。

17:今回のAFF2ではなくAFF1の際の特定の業者への振り込み記録(通帳の写 し等)の提出を求められた。

18:修正依頼はこちらのケアレスミスなので納得。

19: 個人情報の提出が多い。

20:チケット販売手数料について>WEBのマイページ内のみでしか手数料表 示できない場合がある(依頼する販売業者にもよるかもしれませんが)。そ の中に自分の宛名(法人名など)が表示されていないと有効書類と認められ ないようでした。その販売業者の仕様なのでこういった場合にもフレキシブ ルに対応してほしかった。

21: (下記修正依頼が納得できなかった)

■相手先について

(実績報告システム項目名:実績報告添付資料(収支報告書補助対象経 費))

- · 経費 No78 「●●●」様
- ・経費 No79~90「○○○」様

収支報告書に記載の相手先に支払われる経費につきまして、費用の妥当性を 確認させていただきますので、計上されている費目における「●●●」様、 「○○○」様の過去の映画制作実績(同額または同額以上の報酬を受けた こと)が確認できる資料(作品名が確認できる請求書、実際に報酬を得たこ とが確認できる通帳の写し等で、貴団体以外からの報酬実績が確認できる資 料)をご提出ください。

22:

(1) 一般公開の実現性を確認できる書類に関して、配給会社との契約書が 電子契約だったが、「貴団体と配給会社の捺印された正式なものをご提出く ださい」と差し戻しになった。差し戻しに対して、捺印のない電子契約も法 律的に有効であるという説明をしている。法律的に根拠のないハンコ文化は いい加減脱してほしい。

(2) 団体の代表者のクレジットカードで支払った経費に関して、「カード 明細の名義が申請事業者名ではありませんでしたので、経費として認めるこ とができませんでした。個人が立替払いをして最終的に申請事業者が資金負 担をしているのであれば、それが確認できる証拠書類を追加でご提出くださ い」との差し戻しがあった。しかし、事前に事務局に電話で問い合わせて聞 いていた限りでは、団体の代表者のクレジットカードで支払った経費につい ても問題なく経費として認められるという回答を得ていたので矛盾を感じた。

23: レンタル事業者ではない事業者が所有している物のレンタル費は対象外 という内容がきた。

24:特にないが審査に時間がかかり過ぎる。一時的に手出しがあるため負担 軽減の観点からも審査方法を検討して欲しい。また、修正から決定まで1ヶ月 を要した。その間自分より後に提出した団が先に決定するなどもあり、非常 に不安であった。事務局にその旨問い合わせたところ、申請順に審査してい るとの回答であったが、自分の周りで決定のタイミングが逆転しており回答 としては不十分に感じた。

25:

1)事前に事務局へ電話で相談し方向性を確認したにも関わらず、コロナ感染 により出演キャンセルした出演者の出演料が認められず、修正するよう求め られている。

(以下、修正要求)

主要キャスト等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、補助対象とし て認められる経費は下記のどちらか2点となります。

1.中止・延期した公演等に要した補助対象経費

2.中止・延期した公演等の補助対象経費のキャンセル料

今回、「新型コロナウィルス感染が発覚したため、公演日の出演はキャンセ ルとなりました」とのことですが、取組3自体は開催されており上記1.2ど ちらの要件も満たさないため、補助対象とお認めすることができません。大 変申し訳ございませんが補助対象外となります。

2)AFFで補助金が入金された口座にもかかわらず、AFF2では23年3月に入っ てから急に「口座が認められない、新たに団体名義口座を開設するように」 との指摘。地元金融期間に早急に対応してもらい事なきを得たものの、まさ かそのような修正を求められるとは思いもせず、またもし口座開設ができな かった場合はどうなったかと思う。

(以下、事務局からの連絡)

本補助金はプロの芸術団体を対象としたものであることから、補助金の振込 口座は団体口座(=法人口座)をご登録いただくようお願いしております。 (申請の手引きVer.1.3 P.62) 念のため口座種別を確認するため、以下のい ずれかをご提出ください。

- ・当該口座のキャッシュカードに「法人用」と記載されている場合は、その コピー
- ・金融機関から発行される書類で、当該口座が「法人口座」であることが明 記されたもの
- ・金融機関から発行される書類で、当該口座の税区分が総合課税であること が明記されたもの

26:採択が決まった事業について、内容に変更があったためマイページから 事務局に計画変更申請の要不要を問合せたところ必要とのことだったので提 出したが、あとからやっぱり不要でしたとメールがきた。何故不要かの説明 はなかった。要不要の判断基準がどうなっているのか全く分からず、計画変 更申請書を作成し、提出し、AFF2事務局からの返事を待ち…と、かなりの無 駄な時間があったことに納得がいかない。また一旦提出した計画変更申請書 は、事務局から不要と言われたにも関わらず、提出した事業者が取り下げる しかなく、事務局の指示に惑わされたのに後始末はしてくれないことが不思 議だった。対象経費として認められたもの、認められなかったものの基準 (区別) も全くわからない。この制度の最大の問題は、内容や現状を理解で きない人が審査した(事業報告書も含めて)としか思えないことである。

- 01:一度、申請内容での交付決定の連絡があった後に「字幕は対象外ですの でその分は引かれます」みたいな連絡がありました。
- 02: 「加工の形跡が見受けられたため、こちらの証拠書類は無効となりま す」との回答があった。申請者は領収書に手を加えておらず、意味が分から ない。もらった領収書を貼り付けているだけなので意味が分からない。
- 03: 実績報告での減額ではありませんが、AFF2事務局からの差し戻しを、そ のまま引用します。「また『映像』作品に関わる付随イベントも収支計画書 の対象経費、従事人員の対象人員としても補助の対象外となります。収支計 画書、従事人員に『映像』作品に関わる方の計上がされておりましたら削除 してください。
- 04:代表者への報酬は領収書が必要とのことでしたが、チケット売上等は 数ヶ月後に入ってくるため、代表者への支払いは後回しになる。そのため、 請求書は提出できても、そもそも支払いが済んでいないのだから領収書等は 存在しない。その旨を伝えたところ、「ではこのまま審査します」との回答 で、結果は代表者への報酬は1円も認められなかった。しかも「これ以上の問 い合わせは受け付けない」とご丁寧に書かれていた。「他者への報酬を後回 しにし、代表者への報酬を優先して支払え」と言っているのと同等であると 思いました。

05:AFFでは可能なものがNGになり、一律で稽古場代が全額NGなどになっ たので、コロナ禍の助成金ということでもっとフレキシブルでいて欲しかっ た。

06:「政治的な宣伝にあたる」として5個申請した取組のうち3つも不受理と なったが、その理由も不明確かつ恣意的であり全く納得が行かない。現在行 政不服審査中です。

「実績報告の手引き」などのマニュアルはわかりやすかったですか?】

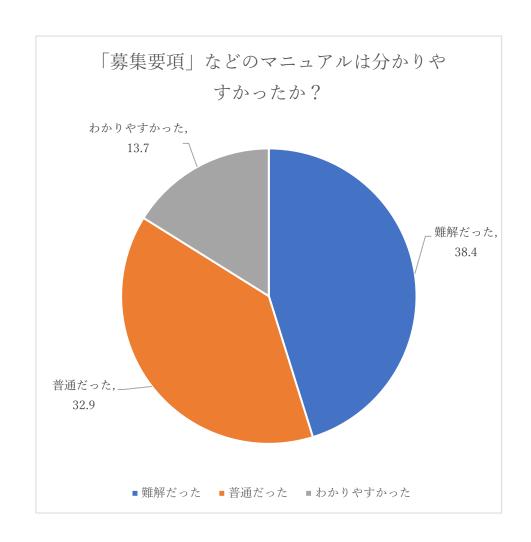
■難解だった 38.4%(28/73件)

■普通だった 32.9% (24/73件)

■わかりやすかった 13.7% (10/73件)

▲その他意見

- ・AFF1と異なる点を明確に記載するべき。
- ・よく読めばわかりますが、書き換えや、急にルールが増えていた印象です。前は書いてなかったのに…というものが多かったです。
- ・わかりやすい、わかりなくい以前ルールが固まっておらず、申請しながら制度が整うと不思議な補助金であった。
- ・去年の経験で「これはあまり信用できない募集要項であり、FAQを常に見ながらやらないとやばい」という意識があったので大丈夫だった が、本当の初めてだったらこんなゲーム攻略みたいな内容はないと思う。信用してよいのなら、わかりやすい。
- ・手引きの詳細について、後出しが多かった。衣裳等も何も記載されていないのにも関わらず、1点1万未満、それもレンタルのみと言われた。
- ・当初、わかりやすいと思ったが、要項にないことで修正依頼をたくさん受けたので意味がなかった。
- ・実際の差し戻しにおいて、募集要項に記載のないものを多数求められ極めて不快。
- ・毎度のことだがマニュアルに書いてないことを要求されたり、事務局の言うことがコロコロ変わったりで振り回された
- ・よくわからないから当てずっぽうで出した。
- ・担当してくれた行政書士さんに問い合わせ。
- ・難しくはないが、不十分(説明不足)なところが多く、いちいち問い合わせをする必要が生じた。
- ・恣意的かつ非論理的。
- ・書いてあることは理解できるが、書いてないルール(後から差し戻しで言われる)がある。



【重要な事は「募集要項」などに記載されていましたか?】

いいえ 72.6% (53/73件) はい 27.4% (20/73件)

【「募集要項」などで見つかられなかった重要な事項は、どうやって知りましたか?】

■AFF2事務局に電話で問い合わせ 60.7%(34/56件) ■AFF2事務局が作成した F A Q 39.3% (22/56件) ■AFF2事務局が作成した解説動画 05.4% (03/56件)

■AFF2事務局主催のオンライン説明会など 05.4% (03/56件)

【上記で見つかられなかった重要な事項は、どうやって知りましたか?】

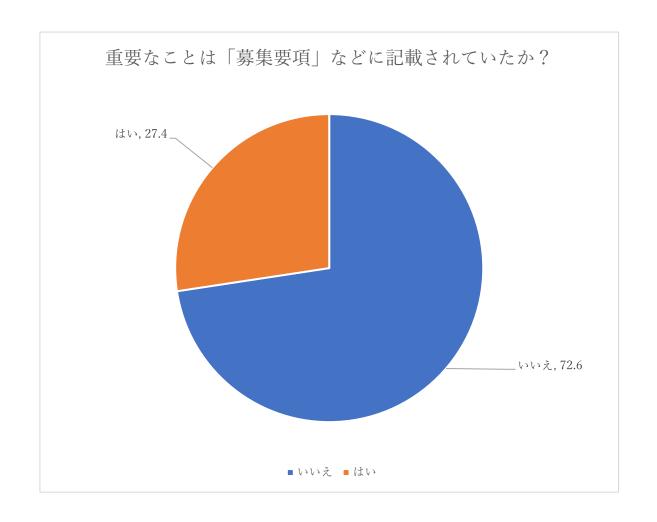
■インターネットで調べた 37.5% (09/24件)

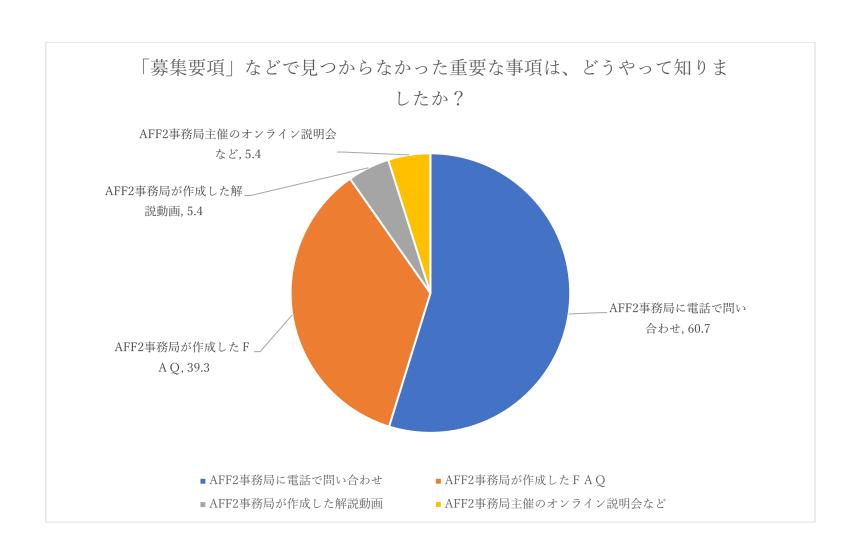
■文化芸術分野のSNS 33.3% (08/24件)

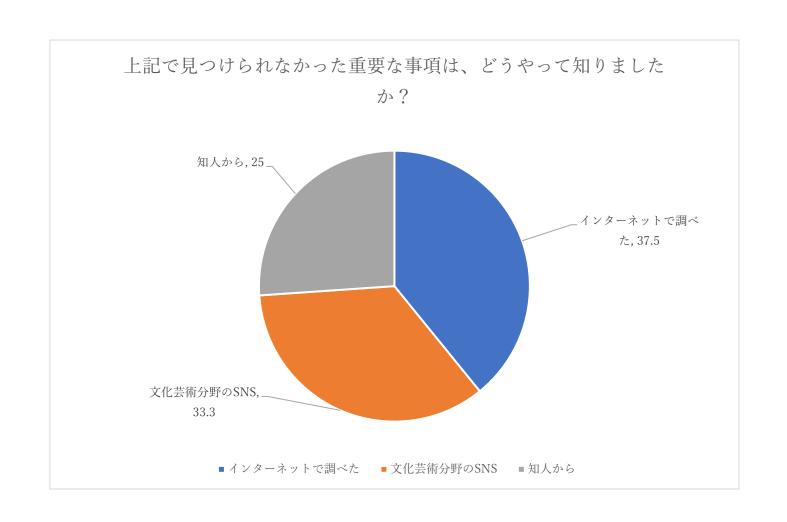
■知人から 25.0%(06/24件)

▲その他

- ・どこで、と特定出来るほど重要内容を網羅している所がなく、いろいろ調べた。
- ・差し戻しでの後出しの指摘で知った。
- ・不備連絡が来てその際に後付けルールがあることを知った。
- ・ HPの問い合わせフォームまたはマイページ内の連絡掲示板?から問合せ
- AFF2事務局にメールで問い合わせ
- ・今に至るまで解決されていない
- ・そもそも事務局に電話で問合せをしても要領を得た回答がなく「出してみてくだ さい。有識者が判断しますので」と何度も言われた。







【FAQはどの程度見ていましたか?】

■わからない事項を検索した 63.0% (46/73件)

■全体を精読していた 35.6% (26/73件)

■ほとんど見ていない 01.4% (01/73件)

【電話やメールでの問い合わせで納得できる返答が得られましたか?】

■不満足 46.6%(34/73件)

■どちらでもない 34.2% (25/73件)

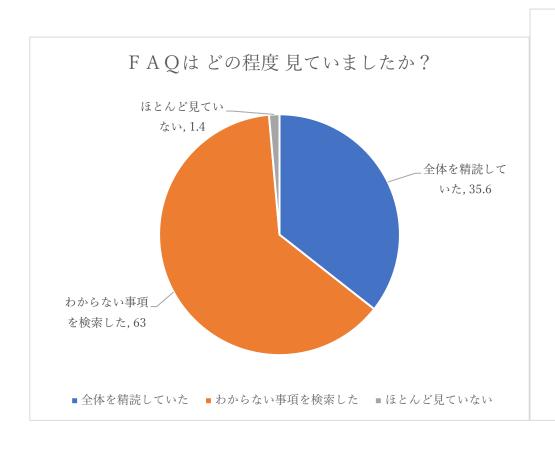
■満足 19.2%(14/73件)

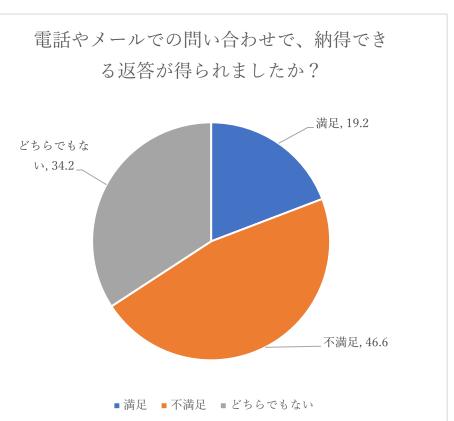
【AFF2特設サイトの「お知らせ」は確認していましたか? 】

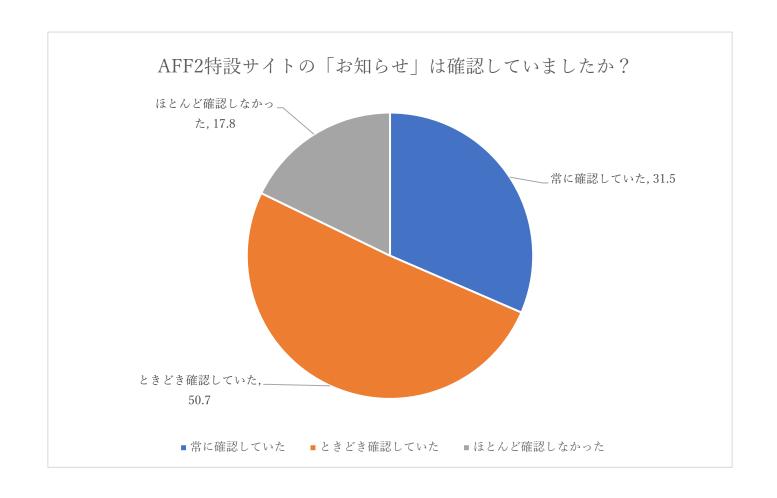
■ときどき確認していた 50.7% (37/73件)

■常に確認していた 31.5% (23/73件)

■ほとんど確認しなかった 17.8% (13/73件)







01:とにかく制度設計があまい。審査する方が制度を理解していないので話 にならない。差し戻しに対して「差し戻し内容が間違っているから修正はし ないで提出する、もしこちらの誤りであるなら根拠を示してください」と意 見を述べて再提出したら交付通知が届くというミラクルがあった。

02:前々年の「文化芸術活動の継続支援事業」、前年の「AFF」を踏襲して ない点が不満でした。前回とは違う、と事務局より何度も言われました。具 体的には、映画と映像を分ける点。前回までは、幅広い文化の担い手を支援 するため、映画と映像を分断することなく補助して頂いたものと認識してい ます。

03:施設や状況を精通とまではいかずともある程度理解して想像できるよう に対応をお願いしたい所です。

04:電話窓口に出る人によって、回答が違い混乱した。3人に同じ質問をして みたら全員違うことを言っていたので何を信じればいいか分からなかった。 そのために不必要な書類まで求められたりで申請に何ヶ月もかかってしまっ た。システム上での問い合わせに関しては、質問を送っても結局返答がない ものがたくさんあった。返答があっても1~2週間後で遅すぎました。

05: まぁこんなもんじゃないかといったかんじ。

06:同じ質問に対し、電話、システム連絡、採択者説明会で三者ともいうこ とが違っていた時はさすがに笑ってしまった。システム連絡を信用した(とい うよりは、審査員という噂なので優先して機嫌を取った、に近い)。前回の経 験上、最初からコールセンターのことは信用していなかったので、逆にスト レスはなかった。しかし、それって制度としてどうなの?とは思います。 こっちに税金利用なのだからと事細かく要求してくるのだから、あなた方も もっとしっかりしてくれ。顔が見えないので信用する材料は情報の精度しか ないのに。とは思い、不満でした。

07:ダウンロードできる申請書に手本があったが、それ通りにして修正がか かるのはおかしい。人数を書いたら、名前をすべて書くように指示がきたり、 そんなの手本には書かれていない。

08: 電話での問い合わせに対して、回答者が十分な知識がない、もしくはこ ちらの質問の意図が理解できていないと感じたことがあったが、電話をかけ 直すことで、違う回答者に対応してもらい、こちらの質問の意図を十分理解 し、回答してもらえたという経験があった。従って、回答者の知識レベルに ついてバラつきを感じた。

09:募集要項、FAQ、手引き、これらの書類に重要事項が散らばっていて、 とても分かりにくいです。募集要項に書いてないことが手引きには載ってい る、またはその逆、FAQにしか載っていない、など。同じ項目は同じページ に書いて、1つにまとめて頂きたいです。そのせいで読み落しが増えて、事 業者の申請ミスが増え、事務局の修正依頼の手間が増えると思います。

10:前回のAFFでもそうだが、実際の審査員が電話対応しないと意味がない。 また事前説明会もくだらない質問に時間を割いており、重要な質問は敢えて 明言せずにスルーしている感じを受けた。

11:映倫番号について、審査を2022年度にしていなくても良いようにマニュ アルが記載されていたのに、結局修正依頼で、仮番号でも良いから教えてく れと言われました。仮番号というのは、映倫審査の申請手続きを行ってから 初めて付番されるものなので、結局のところ映倫審査の申請手続きは年内に ほぼ必要だったというオチが、かなり腹立たしかったです。詰まるところ、 マニュアルと違うことを言われ、かなり腹が立っています。

12:募集要項が全ての典拠となるべきです。

13:不明点を電話問い合わせしても、明確に回答してくれるケースが少ない。 事業者が察する程度の回答しか得られない。イエスかノーの判断が欲しい問 いに「それは事業者さまの御判断にお任せします」という回答は、責任逃れ でしかない。電話問い合わせしても、時間の無駄だった事が多すぎた。

14:電話に出た方とは、提出した資料を見られない為、どこをどう直せばい いのかさっぱりわからなかった。解決法を教えてほしい。

15:過去の製作実績として提出した「チラシ」と「共同事業契約書」が実績 として認められず、2回の差し戻しがあった。事務局に電話をしてやり取りを 繰り返し、3回目に出た担当者はOKと答えたのに、同じ理由で差し戻しが来 た。結局、弁護士に内容を確認して貰ってレターを出したら、その後その件 では差し戻しは来なかった。同時に、判断ミスであった説明も何もなかった。 実際に映画の製作に関わった人が見たら直ぐに実績を理解出来たはずで、ど うして弁護士に書類を作って貰ったりしないといけないのか、日本の文化助 成の現実に落胆した。

16:他の補助金に比べて見やすく分かりやすいマニュアルでした。ただ、 「製作委員会」での申請についてと「他の補助金と合わせて使える」旨はも う少し分かりやすい箇所に載せてほしいと思いました。

17: すごくちゃんとした対応でした。そもそも募集要項をきちんと読めば質 問することはほとんどありませんでした。

18:要項が分かりにくすぎて先に申請した方のSNS投稿で意味がわかった事 が多かった。

19: コールセンターと審査が別の管轄になっているため、コールセンターと 審査部署で言うことが違うことが多々あり、振り回された。結局、審査部署 にメールをしてようやく正しい回答を得ることができたが、すでに公演は実 施した後だったため、なぜ要綱に記載してくれなかったのか、まるで振り落 とす(減額)ための審査に感じられる。

20: 重要なことは大きく記載してほしい。例えば、補助金額の1/2以上の収 益見込みが必要であることは、とても小さな文字でしか書いていなかった。

21:後出しジャンケンが多すぎる。

22:常に確認していれば良かったのですが、FAQに当初無かった項目があり、 大丈夫かと思い申請したら、認められず、後で確認したらFAQが更新されて いました。

23: お客様の名簿リストなど募集要項に記載がない項目を求められることが 多々あり、知り合いの団体と比べて審査に差があると感じる。

24: 電話で質問しても、いわゆるコールセンターと話している感じで、結局 は「募集要項」などで記載されている内容を繰り返すだけだった。

25: みなし公務員であるにも拘らず、みなし公務員かどうかを問えば解らな いと答える他、行政不服審査の対象か否かを聞いても総務省を案内されるな ど、公務としての自覚が見受けられない。また、事務局の側に課せられてい るみなし公務員としての法的な義務を問い詰めても応対するそぶりが無く、 教示義務や職権濫用等の違法行為の疑義がある物が散見され、公費を運用す る立場としていかがなものかと思う。

26: 電話に出た担当者の方の知識の差が激しかったので、分野ごとに分けて いただきたかった。電話で問合せしても、確認で待たされた上、明確な答え をいただけることが少なかった。AFF2の上映について、どのような資料を用 意しておいたらいいかと確認したら、その時にはサイトも閉じているので、 特にそのようなものを提出する必要は無いと、要項と違う内容を説明された。

27:人によって答えがまちまち。

28:

①劇場公開に直接関わるものは経費対象外なので経費から外すように、と修 正依頼がきましたが、どの内容を指しているのか記載されていなかったため、 何を外したらいいのか分からず窓口に電話したところ、「DCP作成費のこと かもしれませんね。私でははっきりとは分からないのですが」と言われまし た。要綱にも手引きにもFAQにも書いていなかったように思います。そもそ も7日・14回以上の劇場公開が条件なのに、劇場公開に直接関わるものは経費 外と言うのは矛盾しているなと思いました。また修正依頼をする時は、どの 項目についてなのかを明確に指示してもらいたかったです。

②口座についても、要綱・手引き・FAQに記載のないことを指摘されました。

29: 誠実な対応を求める。

30:申請または実績報告の作成途中でマニュアルが予告なしに変更される事 態が頻発し、都度修正しなければならない、いわゆる「後出し」への措置が 全く無い事には憤慨する。

31:マニュアルの説明が曖昧で電話で聞かないと分からないことが多かった。

32: 問い合わせ先はただの電話番。「お待ち下さい」のみ。審査官と話した い。

33:スタッフ(相手先/支払先)の過去の実績を証明する際に、弊団体以外 からの報酬実績が確認できる、実際に報酬を得たことが確認できる通帳の写 しを求められているが、これは明らかな越権行為なのではないかと感じてい る。弊社をAとして、今回仕事を依頼したスタッフをBする。そして、その スタッフBが過去に仕事を行った別企業・団体をCとする。過去にCとの仕 事において得た報酬を得たかどうかを確認する「通帳の写し」までを、(A が)Bからもらうことは、BとCの契約の内容(ましてやCからBに対して 振り込みがあったかどうかを通帳を確認するという行為)を、Aのような一 般企業(第三者)にはBに対して情報は開示させることができない(Bから してみてもAに対してその義務はない)ので、上記のような確認資料の提出 の要求は不合理であると考えざるを得ない。これでは、申請団体を飛び越え て、仕事をお願いする先(スタッフ)も、個人情報を提出しなければならな く、実質的に審査対象になっているのではないか。これが審査内容に関わる のであれば不当である。

他にも不合理な点が多々あり、制度設計自体と、その運用方法に大きな問題 を感じることが多かった。マニュアルおよびFAQの作りも甘く、触れていれ ば説明したと同然だと思っているようだが、まったく説明が足りないと思う ので、申請や実績報告が二度手間三度手間となっているケースが多いのでは ないかと思われる。

34: 電話で出る人で回答が違う、公演に対する解像度が人によりけり。

35:事務局(電話)の回答と、実際の実績報告での審査に矛盾点があるのは おかしいと思った。

36:募集要項にて、助成を受ける際の条件として、売上がコロナ禍で落ちた ことを証明する必要がある旨記載があった。弊社は法人成りで2021年2月に 会社化していたが、その場合、売上高の比較がコロナ渦における緊急事態宣 言下でしか比較することができず困った。サポートに電話してコロナ前の個 人事業主の時の売上比較を認めてもらうようにお願いしたが、それはできな いの一点張り。結局600万円助成から300万円の1/2助成となってしまった。 コロナ渦の継続支援事業などは、法人成り特例を設けて、認めていたが、今 回のAFF2では何故それができなかったのか疑問。継続して事業を行っている ものの救済措置として大きな問題ではないか。

37:人によって能力や知識に差がありすぎる。また重要な事項も共有されて おらず対応がまちまち。

38:要項、FAQなどをできる限りあたり、その上で解釈が難しい部分などを 逐次事務局へ問い合わせるようにしていたが、担当者毎に説明・案内が異な る上に、最後は「事業者様の判断でお願いします」と逃げの一言に終始。何 が正しいのかを確認したいのに正しい事は何一つ案内しない、という姿勢は AFF、AFF2を通して不満。

39:電話対応窓口に権限がなく、事務局から送られてきた文面の内容につい て質問しても、「答えることが出来ない」の一辺倒。

- ※「外注業者の公的証明書を送れ」と事務局から言われたが、個人事業主に 発行される公的な証明書の具体例を聞いても答えてもらえなかった。
- ※その業者さんに聞いたところ、他にAFF通った団体では公的証明書は要求 されなかったそうです。

40:担当する方によって回答が異なることがあり、どちらを信じていいのか わからず時間がかかってしまいました。でも基本的には丁寧に答えてくだ さってありがとうございました。

41: 電話やメールでは審査基準に関する質問に答えられないため、募集要項 に記載されていない内容の差し戻しや要求についての質問をしてもわかる回 答がこない。

42:マニュアルもFAQもわかりにくい。電話を受けたオペレーターが必ず誰 かに確認するので待たされる時間が長い上に、それでも質問の答えがきちん と得られない。オンライン説明会も公開済みのマニュアルなどを画面共有し 読み上げるだけの、企業の説明会なら落第ものの有様だが、昨年のAFF1の時 から全く改善されていないので、説明会をしたという実績、いろいろな手段 で問合せに答えているというポーズを作りたいだけなのだと感じている。今 回のAFF事業でVIPOがいくらの契約をしたのか開示して欲しい。

01:この補助金のためだけに法人化した。赤字でも支払う税金が7万強。も らった補助金もその企画に全て使い、2023年の活動が厳しいです。この状態 でマスクの制限なくなるなど、舞台興行には厳しい。ひとりでもコロナが出 たら公演は中止で補償もない。これまでは国の規制があったから、堂々とマ スク着用を伝えられたが、自己責任になったあと、マスク拒否の客への対応 などどうしたらよいのか。すでに客席でマスク拒否で騒ぐ客が問題となって いる。国は責任放棄しないでもらいたい。ここまで蔓延したのは全て国の失 策のせい。今年の補助金がないとか、インボイスとか、劇団に死ねと言って いるのと同じ。文化は必要ないんですかね?

02:時間がないなかであれを整えるのは無理なのは理解できるが、だからと いって、はあそうですかとはならない。とにかくやるんなら整えてリリース してほしい。

03:事務局の対応は丁寧ですが、内容は不丁寧です。理由は、前年までの目 的と支援内容を継続してないため。

04:窓口担当者は、分からない事が多いのか、お調べしますと毎回電話を保 留にしていたが、何を聞かれても答えられるようにできなかったのでしょう か。

また、回答が違うことによって振り回された感があります。あと、正当な報 酬かを確認するために監督、脚本家、キャスト数名の過去の(別作品に関わっ た際の)支払いを確認出来るものを求められたが、普通に考えてキャストは1 日1万で撮影期間10日間、10万で出しているのだから、これが正当な報酬だ とわからないのだろうか?むしろ安いくらいです。監督も拘束5ヶ月60万は安 すぎるくらいです。それを、これが正当な報酬か証明しろ、というのはあま りにも失礼だと思いました。ちょっと検索すれば、プロとしてやっている人 達だとわかるはずです。また、正当な報酬の線引きが謎すぎました。じゃあ いくらだったらいいのでしょうか?

05: AFF3をぜひやってほしい。

06:AFF3をお願いします。

07:とにかくあと1~2年は続けて欲しいです。まだまだ小規模公演の来客は 戻る訳もなく、大変苦しい状況です。

- ・最初から、どんなに早く申請しようが着金は三月になる、など決めておい て欲しかった。着金時期が不確定なことで振り回された申請者は山ほどいる はず。申請者が振り回されていることで末端も相当苦労している話をたくさ ん聞きました(2022年の仕事が皆AFF事業だったために、2023年2月の今ま でひとつもギャラが入ってこず、倒産寸前になっている芸能事務所など)。
- ・POファイナンスと連携をとって欲しかった(概算払いが受けられなかった 団体の救済措置となったと思う)。任意団体では融資を受けるハードルが高 く本当に辛かった(辛い)。自己資金が潤沢な団体向けの助成金だというので あればそもそもコロナ禍の助成金の主旨に反すると思う。
- ・去年以上に厳しく審査をしたのだから実績報告はスピーディーだろうと思 えば当たり前に遅いのが辛かった。一番辛い時に助けてもらえなかったとい う印象。
- ・着金は4月になるかもしれないが、センターは3月で完全終了です、はさす がにふざけすぎでは?だったらこっちも3月で完全に終了させてくれ。と思い ました。

09: AFFに申請した経験から、AFF2は、システムとして、全体が割合スムー ズになったと感じた。文化庁側の努力もあったように思う。申請から額の確 定、入金までとてもスムーズだった。

10:前年度よりは良くなっていると思いますが、「収入規模で対象経費が決 まる」というのは、コロナ禍で客が集まりにくい中、どう考えてもおかしい と思うので、今後改めて頂きたいと思います。

11:AFFの助成金には確かに救われたが、クリエイティブなものを作る事よ り、とにかく公演を行う事に必死になり、公演をこなすだけになってしまっ た。それが、原因でメンバーの1人が辞めるなど、功罪があった。

12:採択から実績まで一貫して審査基準が不明瞭かつ後出しの情報が多いと 感じました。

13:次回があれば、もう少し要項などわかりやすくお願いしたい。

14:舞台周辺は、まだまだコロナ後正常に戻ったとは言えない状況です。こ こまでの補助率でなくともなんらかの形で継続されることを望みます。

15:コロナということではなく、文化芸術の為、持続的に続けてほしい。

16:収益事業開始届出書を出していなくても対象であったらありがたかった。

17:審査期間が長すぎるので、時間短縮を望む。後出しで、しれっとルール 改訂は卑怯。

18:3月に申請11月採択決定、今だに実績報告の修正を行っている。補助の 意味ありますか?もっと、公演について理解した上で、募集してほしい。こ の補助金を待っている間に倒産してしまう会社が出てくるかと思う。

19:申請時、修正して返しても、また別の修正依頼がきた。問題点を指摘し てもらえるのはありがたいが、修正箇所が次々と増え、延々と終わらないの には消耗させられた。

20: 実際に映画の現場を知っている人を事務局に置いて欲しい。電話で何度 も「制作」と「製作」の違いを説明されて、弊社は16年間、その2つの事業を やって来ているのに。実際にこの助成金を必要としている人に正確な判断を 持って助成をやって欲しい。

21:申請を通してかなり経理について身に付きました。その上で思う事とし ては、本補助金は小規模団体というより常に"経理事務"や"経理担当者"がいる 「大企業」向けの他の庁がやっている補助金の仕組みがベースになっている と感じました。演劇団体では主宰が全てこなしているケースが多いので、そ ういった小規模団体向けに経理の知識が乏しくても申請できる補助金であれ ば良かったと思います。差し戻しが多いと聞きますが、それは経理の知識の 乏しさに比例してると感じてます。経理事務がいる企業なら通常運営でやっ ている事なのでハードルは低そうです。それを踏まえた上で小規模団体向け に50~100万円や100~250万円の枠があっても良いかと思います。

22: ありがたい事業でした。制度の意図することを汲み取って元々やってい た事業の延長で利用すればこれほどいい制度はないと思いました。AFFがあ るからと立ち上げるようなことをする団体が経営の経験が浅いのでミスが多 かったのも事実ですが税理士や行政書士を絡めて事業を行えばミスは防げる 内容かと思います。

23:もう少し分かりやすく、審査を早くして欲しい。自腹を切っている間の 自分の生活が苦しい。

24:文化活動をしている私達からしたら素晴らしく有難い事業だと思います。 ただ、審査などはもっとよいやり方があると思います。

25:2021年のAFF、2022年のAFF2は団体支援のみに限定されており、個 人で活動してきた者は団体を無理やり立ち上げ申請するしかなかった。どう して2020年の個人支援を1年で打ち切ったのか。個人のアーティストを排除 するような形になっており、今後の日本の文化は大きな事務所形態でやって いる法人しか生き残れないのではないかと思う。それは文化衰退にもつなが り、残酷で本当に悲しいことです。

26:制度改善の余地はあるが、ぜひ引き続きAFF事業を継続してほしい。集 客がコロナ前に戻っていないため、小規模の音楽公演は、来年度以降実施で きなくなります。

27:芸術文化を救うつもりがカケラも見えない。

28: 差し戻しの修正に関して、2週間程度を目処にという曖昧な記載をしてい るのに、2週間後ちょうどの日に期限が過ぎているから審査されるかわからな いという脅しのような電話がかかってきた。そういうのであれば、きちんと 期日を明記した上でするべきだと思う。募集要項を見てもわからないことば かりだったので、他に申請している方のSNSを検索して情報を得たおかげで 最小限の差し戻しで済んだ気がします。本来はマニュアルがしっかりしてい ればそのような無駄な時間を使わなくて良いと思いました。概算払に関して もすごく納得のいかないやりとりの応酬が続きました。

29:申請時、何度も何度も修正を求められ、その前段では指摘が無い内容が 後になって、指摘される事が多く、疲弊した。他の団体で通っている作品が、 弊社の申請だと「新作」ということで却下された。

30:募集要項に記載されていることを満たすのであれば支払われるべきだと 思います。

31:とにかく経費を支出してから、事後精算という制度はやめて欲しかった。 それなりに細かな予算書を提出しているのだから、それに沿った支出は原則 認めるという制度にして欲しかった。

32: 率直に言って能力が低い。日本語が読めていないケースが非常に多い。 例えば、収支計画表に「3000円のチケット代×200」と書いているにもかか わらず「内訳を知らせてください」と言って来たり、「出演者のプロの定義 はどこですか」と聞けば「プロの団体の定義はこちらにあります」と団体の 定義を答えるなど、事務処理能力が低すぎる。また、後出しの内容が多すぎ るため不信感しかない。

特に、出演者に対して他の団体に発行した請求書及び銀行通帳の提出を求め ると言った差し戻しについては職権濫用の疑義があり、受け入れる余地があ りません。募集要項に最初から明記されているのであれば出演打診時にその 旨を契約に盛り込めますが、募集要項に記載がない書類で、それが無ければ プロの出演とは認めず不交付と事務局側は述べますが、出演者の側は断る余 地が存在します。交付、不交付の重要な要素の一つを私人に委ねる差し戻し であり公費として有りえないです。

また、これは他団体のものですが、会場費に対して、その会場が普段から営 業しているかを確認するために営業許可証を見せろと迫ったり、それを断れ ば賃貸契約書を代替として提出させ、挙句の果てには会場側の家賃に対して 会場費が高いのではないかと言う差し戻しが有ったと聞いています。会場側 が何円で貸すかは会場側の自由でありますし、これは財産権の侵害に類する ものです。さらには、実際にそのような差し戻しを受けたため会場変更が 有ったりと言うケースも伝え聞くところですが、会場側からすれば営業妨害 です。補助金の交付を盾にした威力業務妨害の疑義があり、個人的にこのよ うな横暴を許してはならないと感じています。

33:支援としては、ありがたかったけれど、本当に補助金が降りるのか、最 後まで綱渡りのようで精神的に追い詰められた。

34:申請して認められていたこと、または前回のAFFで問題なかったから同 じようにやったことに対して、意味のわからない解決できないことを求めて くる。

35: ありがたい制度。次は既存団体にしかおろさないのはどうか。不正の温 床の各協会に助成せずに直接だからこそ良い制度だったのに。協会が無駄に またチカラを持ち、協会幹部だけが税金じゃぶじゃぶ。民間に直のこの制度 を続けて欲しい。

36:初号試写から一年以内に劇場公開というルールを緩和して期間を延ばし てほしいです。映画祭にも挑戦したくても、一年以内に劇場公開をするため に諦めなくてはならない部分が出てきます。また、AFF作品が増えたため待 機作品でどの劇場も詰まっており、公開すること自体が非常に難しい現状に あります。

37: 事業自体については、芸術復興の為にとても意義があり大変ありがたい。 AFF1と比較し、AFF2は改善されている点もあるが、まだまだ万全とはとて も言い難い。また、AFF1を未経験の方がAFF2から参加された場合には手続 きが大変かと憂慮する。

38: 誠実な対応を求める。

39:簡単な修正なのにまたスタートへ戻されるのか?1ヶ月以上音沙汰なし。 どうしてその修正のみ確認して結論を出さないのか?あまりにも仕事が遅い。

40: AFF3をもう一度開催してほしい。

41:制作物の内容を問わない(要件のみを問う)定額補助はありがたいと 思った。

42:収益事業開始届出が必須であることは、文化活動をふるいにかけている 側面が拭えないです。これまで長年に渡りボランティアベースで各地方の文 化を支えてきた団体は数多くあります。そいうった団体が地方文化の下支え や文化的なコミュニティの継続的な維持に寄与している側面があります。し かしその団体多くは任意団体です。収益事業開始届出が必須であることは不 適当と思われる活動への補助を防ぐ目的も理解はできますが、これまで地方 文化を下支えしてきたボランティアベースの任意団体が収益事業開始届出を 提出する場合、法人格になることで過去に遡って法人税や地方税の納税を迫 られ団体の活動がむしろ立ち行かなくなり、AFF2に応募したことをきっかけ に、コロナ禍からの再興どころか活動の危機に瀕してしまっている団体が少 なからずあると考えられます。多くの任意団体はその事態を避けるために AFF2への応募はあえて避けたとも考えられます。

つまりこの補助金は、法人格として収益事業をこれまでしてきた比較的資金 面での調整が可能な体力のある団体と、当補助金に合わせて団体を新設し補 助金受給後に単年度での解散を計画している新設の団体にとっては有利な補 助金という構造になってしまうことが想像できます。それではこの補助金の 本来の趣旨とは逆行した補助になっているのではないかと強く思います。本 当に届けなければならない団体に補助をするためには、収益事業開始届出は 不要とすることを強く願います。収益事業開始届出は、本来コロナ禍から再 興のために体力を必要とする長年文化活動されてきた任意団体がふるいにか けられ対象外となってしまっている構造を十分に理解して、今後別の補助金 が新設される際は考慮いただきたく思います。

43:募集要綱に書いてないことが多すぎる。都度更新されていくFAQで条件 などが変わっていくのは非常に問題。

44:その分野での経験がないと応募できない、という縛りがありましたが、 次回以降無くなればよいと思います。新たな分野に挑戦する機会も持ちたい ので。(難しいかもですが)

45:過去の実績が明確にあり納税もきちんとしていた人・団体を優先してほ しい。補助金目的で立ち上げた団体や、不透明な人・団体と同じスピードで 審査されとても時間がかかったように感じた。

46: AFFの枠自体は毎年行うべきである。

47: 基本的には、このような補助金事業があった事で助かった事は事実。今 後、同じような規模の補助金は無いと考えているが、小規模団体でも利用で きるような補助の枠組みは続けてもらえるとありがたい。もし同じような補 助金が今後ある場合は、審査に関してはより透明性を確保し、審査内容につ いて異議申し立てができる仕組みを作ってもらいたい。

49: AFFは本来困窮した文化芸術団体を救済するための事業のはずだが、50 席未満の会場を取組対象外とし、補助団体は事実上法人のみを対象としてる。 ※申請要件となる給与支払事務所の開設は、税法上法人として扱われ法人税 が発生する。

AFF2は本来法人化する必要のない小団体や若い団体を切り捨てている、ある いは法人化を迫っていると言える。法人化に関する諸手続きと会計業務を行 う余裕のない団体はどうすればいいのか。将来の文化芸術を担う若手を育て る土壌となる劇場、小団体を切り捨てる文化庁の姿勢に心底落胆した。

50: 事業報告が確定したら、一刻も早く入金して欲しい。そしてAFF事業に 関するVIPOの収支報告を出して欲しい。

51:時間かかりすぎ。

【今後の映画分野への支援策について、要望をお書きください】 1

01:ない。AFFに向いていない分野があり、映画はその代表格な分野だった かと思う。同情する。

02:製作、配給、上映を分けずに支援して欲しい。弊社は、映画の製作、配 給、上映(興行)のすべてを行う小規模事業者です。映画に携わる活動全域へ の支援を求めます。

03: 自主制作でも素晴らしい作品が沢山あります。でも、自主制作はお金が ないから監督やプロデューサーが身銭を削り、またキャストスタッフには低 予算でお願いすることになります。これでは、折角才能のある人達が作品を 作り続けられる世界ではあはません。本当に実力のある人達が今後も映画製 作をし続けられるような支援をお願いしたいです。日本の映画界は本当にレ ベルが酷いです。自主制作で実力のある人が世に出ていかないと、このまま では厳しいと思います。誰でも彼でも支援を出すのは厳しいと思いますので、 過去作品で受賞歴などきちんと結果を出している人、とか限定しちゃっても いいと思います。そういう人達にもっと活躍の場を与えていかないといけな いと思っています。

04: AFF3をぜひやってほしい。

05: 定額支給の助成制度を継続的に設けてほしい。

06:600万程度の区分以下でも構わないので、再度支援策の実施をご検討頂 きたい。

07:私が探し切れていないかもしれませんが、映画祭や上映会に関しての支 援を増やしていただきたい。また、配給でいえば、低予算の場合、映倫の審 査費を捻出するのも大変なので、少しでも支援があると助かります。

08:スチールマンのスタッフ費と必要経費も、対象経費に認めてほしい。ス チールマンの撮ったムービー素材やスチール素材を、本編中で使用する事は 多々あるから。何より、スチールマンがプロの文化芸術者と認めていただけ てないようで、腹立たしい。映画製作の現場を知らない方が作ったルールと しか、思えない。お弁当代も、対象経費に認めてほしい。完成した作品を上 映させてくれる劇場を紹介してほしい。映画は作るのも大変ですが、上映す るのも大変です。映画館は、簡単に上映させてくれません。交付決定した全 ての事業者が概算払いを受けれるよう、システムの改善を望む。

09: 製作、配給、上映を分けずに支援して欲しい。国際共同プロジェクトに 対する支援を増やして欲しい。

10: 先行きがあまりに暗く、どういう支援を求めたらいいのか分からなく なってきている。

11:実際に映画の現場を知っている人を事務局に置いて欲しい。/AFFに限 らず、芸文振やI-LODなどの助成金には監督やプロデューサーが権利を持つ ことを前提として欲しい。/些細な日付の間違いや金額の間違いは、問い合 わせで戻してほしい。

12: AFFの支援として一番分かってくれてないと感じたのがこの映画分野で す。舞台や音楽は会場代が出るのに、映画は劇場代がでない。チケット収入 は圧倒的に映画製作の方が低く赤字になる率が高いのに不公平感を感じます。 映倫審査代についても完成して申請して支払いまで時間がかかるにも関わら ず、舞台や音楽と同じ締め日なので結局持ち出しになったりします。どの専 門家に聞いてこの内容にしたのか知りたいです。一体映画の売上がどこから 来ると思っているのでしょうか。それこそAFFの映像製作特化型の補助金が 欲しいと思います。小規模映画、中規模映画、大規模映画、アニメ映画、ド キュメンタリー、CG、いくらでも可能性の広がる分野で海外にも輸出できる ポテンシャルを秘めている分野なので、日本はもっと映画産業に力を入れて 頂きたいです。

13:AFFの継続。

14:映画は制作期間が長く利益を出しにくい。公演とは違って制作期間に対 する支援をもっとやってほしいです。ジャンルは違えど、音楽と同じで大き な組織しかもうこの先、生き残れないのではないかと思っている。日本の文 化低迷です。

15: 上映への支援はほとんどなく、生業となれないボランティアベース。こ れでは続かない。

16:5~600万円の規模の製作支援をして欲しい。この規模の映画で、映 画祭で賞をとるなど高い評価を受けている作品はたくさんある。

【今後の映画分野への支援策について、要望をお書きください】 2

17: 今後もこのような広い支援を行って欲しいとは思います。ただ、映画と 他の芸術分野は、要項も含め分けて行っていただいた方がいいと思いました。 AFF、AFF2で製作を助けられた人も多いと思います。そのことには感謝いた します。

18:音楽と映画の融合という形で映画分野での申し込みを検討したが、前歴 の無い分野への申請ハードルが高く断念した。音楽と映像は今や異体同心と も言えるので、両分野の融合への支援を考慮してほしい。

19: 【映画制作を目的とした映画祭への補助金創設とネットワーク形成】 映画制作サイドが補助金申請や会計など全てを行うことで作品制作に注力で きないことが想像されます。その為、それを支援する団体、ここでは映画祭 に補助金を支給する仕組みとし、映画祭が監督の選出や作品制作のマネジメ ントの一部を担うことで、制作サイドの作品制作への注力だけでなく、上記 機会の創出や、例えば、各映画祭がVIPO等の主催の旗振りでネットワークを 作り(今回のAFF2がVIPOにより運営されていることからも可能かと考え る)、全国規模の上映イベントや興行を創出することも可能かと考えられま す。各映画祭として応援している監督への支援にもつながり、監督には全国 興行の新しいチャンスを提供し、制作サイドの負担軽減にもなると考えられ ます。

20:若手監督(あるいはスタートアップの団体)への支援を充実してほしい。 たとえば「文化芸術復興創造基金による若手映画監督支援事業」という補助 金があるが、400万円を2団体にしか補助しないのは、費用対効果(書類 作りの労力に対して採択される確率)が低すぎて応募意欲が削がれる。

21: コロナ禍を経て劇場に観に来るお客さんは大幅に減ったように肌感覚で 感じる。コロナ前の状態に戻るにはまだまだ時間が必要。是非引き続きの支 援作を期待したい。

【今後の映画分野以外への支援策について、要望をお書きください】 1

01:AFF3でもなんでもよいけど、すべての文化芸術がひとつの補助金に フィットするのは難しいので、単年度補助なら複雑な制度設計にしない、複 数年度や作り手の意見を取り入れるとか工夫してほしい。

02: AFF3を是非やってほしい。また、AFF、AFF2があったことによりどの ようにプラスとなったかのアンケートもとって文化庁に提出してほしい。

03:

- ・もうコロナ系の支援は無さそうですが、結果的に初年度の個人への助成が みんながスピード早く助かって一番良かった。
- ・アフターコロナの支援としては、大きな金額を一回、ではなく、少額を毎 月、などがあっても中小零細は助かるのでは?とも思う(600万なら、毎月50 万、など)。

04: [音楽] AFFでは認められていたスタッフユニフォームが認められなく なったことの理由が知りたい。また、今回認められる衣装に対しての考え方 が現場に即していず、とても変だと感じた。

05: [音楽] 今後も支援いただけると助かります。

06: [音楽]は経費のプルダウンで分類・選択が難しいところがあったので、 自由記載が出来た方が良かった。

07:2023年は厳しい1年になるかと思いますが、何か企画で乗り切るしかな いと思います。

08:AFFもAFF2も死に物狂いでやりましたが、結局は大赤字の結果です。 コロナで集客が戻ってこないのは自分たちのせいではないことが虚しい。音 楽公演を長年行ってきましたが、今年は廃業となりそうです。ここからはミ ニマムにスモールビジネスとしてやっていくか、本業が別にしっかりとあり、 いわば資金が潤っている人が趣味レベルとして余裕をもってやっていく人た ちが作り上げる文化芸術が今後日本のメインストリームとなるしかないのだ ろうか?文化芸術を本業としてそこで収入をえることは諦めの境地です。精 神的にはとても追い詰められて不甲斐ない思いです。

09:音楽関係からの要望としては、今後も補助金は実施していただきたいで す。ただし、今回事務局を担当したVIPOの事務処理能力においては極めて懐 疑的なので、きちんとみなし公務員としての自覚のある方にお任せしたいで す。

10: [音楽]何よりも継続的な支援をお願いいたします。日本の文化芸術の向 上の為、他国に劣らない支援を望みます。

11: [音楽]支援に関してはたいへんありがたい。しかしその進め方がまずい。 他の補助金(省庁)を見習ってほしい。こんなYoutubeで自身のガス抜きを してます。

https://www.youtube.com/watch?v=peZky4K40OY

12: 「音楽」補助金のコンセプト自体はよい。来年以降も行うべきである。

13: 私共は大衆芸能、音楽分野での応募でした。この分野は個人で活動して いる人が多く、行政の支援は広く行き届かせる事が難しかったと思います。 そんな中で団体を立ち上げ、小さな企画を積み上げてAFFの取組を作り上げ、 なんとか周囲の人にその恩恵を受けてもらいたい、と活動を行ってまいりま した。今後もこのような小回りの効いた補助金が、額が小さくても、続いて もらえるとありがたいです。

14: [演劇] 今後、AFF2に準ずる補助金の制度を作っていただきたいです。 AFF、AFF2事業を行ったことで、助成する側される側、双方得たものがあっ たかと思います。現在でもコロナの影響はまだ大きく、アフターコロナが訪 れてもエンタメ業界では益々厳しい状況が続いていくと思われます。大きな 事業だけではなく、小さない規模も補助対象となる本事業のような制度を もっと作っていただきたいです。

15:イベント主催業への支援策。

【今後の映画分野以外への支援策について、要望をお書きください】 2

16: コロナが2類から5類になったとしてもウイルスが弱毒化するわけではな く、真面目にマスクを着用し続けた日本人の感染率は諸外国に比べても低い 今、上演にあたってまだしばらくは感染症対策をしなくてはならないと思う。 そしてそれでも万一、クラスターでも起こしたら激しく非難されるだろう。 もう自己負担とか自己責任とか、そんな新自由主義にはうんざり。自動販売 機のように作品が出来るわけではないことが想像できないのか。成果を数値 化して貰わないと理解できない官僚に仕切られているということはこれまで の学校教育の敗北だが、だからこそ、子供たちに系統立った情操教育ができ るよう、指導できる人材を育てることに先行投資して欲しい。

- ■分野別では、文化庁の統計に比べ、映画上映・映画製作がやや多めになった。
- ■補助金の規模では1000万円以下が、95%を占めた。
- 「募集要項に重要なことが書かれていない」(72.6%)「募集要項などのマ ニュアルが難解」(38.4%)など、制度が理解しづらいことが浮き彫りになった。
- ■「経費として認められる基準がコロコロ変わる」「ルール変更や追加が多い」 「説明会とコールセンターとメールとで回答が異なる」など、事務局のレベルが、 疑われるような記述が多かった。
- F A Qを「精読していた」が35.6%と高かったが、これは昨年の経験から「募 集要項が信用できずFAQを常に見ないと危ない」など、事務局の運営に不信を 抱いている人が多かったためと思われる。
- ■個人情報保護のため保管しておけない文書の提出を求められたり、コンサート のお金の流れを全く無視した減額判断をされたとの声もあり、総じて事務局が 「文化芸術活動の実態を把握していない」との不満の声が多かった。

